

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市草津町1954番地201 プラウ23 久泉 穰生	草津市南山田町字霞際960番 31	469.28㎡	R5.7.24	1680

(令和5年7月24日掲示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年7月28日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5051-047
- (2) 工事名 新堂中学校グラウンド改修工事
- (3) 工事場所 草津市新堂町
- (4) 工事概要 グラウンド表層土改良 A = 12,680㎡
暗渠排水管設置 L = 847m
その他土工、グラウンド施設復旧等の付帯工 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- 2 予定価格 89,640,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市

建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

金沢市寺町三丁目9番41号

株式会社国土開発センター

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和5年度において土木一式工事（土木一式工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、土木一式工事（土木一式工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年7月28日午前9時から令和5年8月31日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和5年7月28日午前9時から令和5年8月17日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和5年8月23日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和5年9月1日午前9時から令和5年9月4日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和5年9月5日 午前9時30分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 共同企業体での参加は認めない。
 - (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 - (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
 - (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
 - (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
 - (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 21 入札に関する問い合わせ先
草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）

（令和5年7月28日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年7月28日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路町683番地 6-201 アイピースホーム株式会社 代表取締役 上田 恭典	草津市橋岡町字庄司田141番 外1筆	2,275.70㎡	R5.7.28	1681

(令和5年7月28日掲示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
矢橋奥ノ沢 児童公園	草津市矢橋町字 奥ノ沢340番 他	別紙図面の とおり	令和5年 7月28日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和5年7月28日掲示済み)

公 告

都市公園を廃止するので、草津市都市公園条例（昭和63年条例第18号）第24条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	廃止の期日
野路川ノ下 児童公園	草津市野路町金 鉄落3025番	別紙図面の とおり	令和5年 7月28日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和5年7月28日掲示済み)

公 告

草津市立市民総合交流センター等指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集するにあたり、下記のとおり公告する。

令和5年8月1日

草津市長 橋 川 涉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立市民総合交流センター
草津市大路二丁目1番35号

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場
草津市大路二丁目1番36号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり
- 6 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり

（令和5年8月1日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年8月1日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市際川四丁目13番31-308号 中山 聖士郎	草津市矢橋町字白森1257番5	205.74㎡	R5.8.1	1682

(令和5年8月1日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年8月8日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市北大萱町556番地の2 エールコーポレーション株式会社 代表取締役 平田 昌宏	草津市木川町字柳原793番3 の一部 外19筆	4,550.37㎡	R5.8.8	1683

(令和5年8月8日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第18号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和5年8月22日（火） 午後3時00分
- 2 場 所 市役所2階 特大会議室

（令和5年8月1日掲示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第8号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年8月1日

草津市農業委員会
会長 中瀬 康夫

- 1 期 日 令和5年8月10日（木） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

（令和5年8月1日掲示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第15号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年8月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1333	株式会社田口設備	田口 修一	大津市今堅田3丁目3-36	077-532-9300
1334	小寺住設	小寺 弥寿則	草津市新浜町134番地	077-532-9989
1336	松井設備	松井 浩治	大津市水明二丁目26番地1	090-3705-9111
1337	恭建	松浦 恭介	草津市木川町937番地3号	090-5304-9051

2 指定有効期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日まで

(令和5年8月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第16号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和5年8月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1333	株式会社田口設備	田口 修一	大津市今堅田3丁目3-36	077-532-9300
1334	小寺住設	小寺 弥寿則	草津市新浜町134番	077-532-9989
1335	日笠設備工業株式会社	日笠 廷志	大津市大物670-72	075-593-2901
1336	松井設備	松井 浩治	大津市水明二丁目26番地1	090-3705-9111

2 指定有効期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日まで

(令和5年8月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第17号

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について
次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の移転
があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年
草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号の規
定により告示する。

令和5年8月2日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1274 マコト建設株式会社

	新	旧	移転年月日
営業所	近江八幡市西 宿町214-1	近江八幡市友 定町320-1	令和5年 6月14日

(令和5年8月2日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第18号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について
次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動
があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年
草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号の規
定により告示する。

令和5年8月2日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1236 株式会社植西設備工業商会

	新	旧	異動年月日
代表者	植西 唯智	植西 雄次郎	令和5年2月16日

(令和5年8月2日揭示済み)